

## 岐阜県救急医療研究会会則

### (名称)

第1条 本会は、岐阜県救急医療研究会（以下「研究会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 研究会は、救急医療の現状を把握し、救急医療対策を円滑に進めるため関係機関と調整を図り、岐阜県の救急医療の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 救急に関わる教育及び研究の企画並びに実施
  - (2) 講演会及び研究発表会の開催
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するための必要な事業
- 2 前項に掲げる事業の実施要領については、別に定める。

### (会員)

第4条 研究会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県内に在住又は勤務する医師、歯科医師、看護師等、消防職員又は行政職員で研究会への入会を希望する者
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特に代表世話人が必要と認めた者
- 2 会員は、申し出て脱会することができる。

### (会員の責務)

第5条 会員は、この会則を遵守し、第3条に掲げる事業に積極的に参加するとともに、救急医療に関する知識の向上に努めるものとする。

### (役員)

第6条 研究会に、次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1人
  - (2) 副代表世話人 1人
  - (3) 理事 1人
  - (4) 世話人 17人
- ア 医療関係世話人 (11人)  
イ 消防関係世話人 (6人)
- (5) 監事 2人
- 2 代表世話人は、岐阜大学医学部救急・災害医学分野教授の職にある者をもって充てる。

- 3 副代表世話人は、岐阜大学部附属病院総合診療部教授の職にある者をもって充てる。
- 4 理事は、岐阜大学医学部救急・災害医学分野准教授の職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、第1項第4号ア及びイに掲げる世話人のうちからそれぞれ1人を役員会において選出し、総会において承認を得なければならない。
- 6 世話人は、代表世話人が推薦し、総会において承認を得なければならない。

#### (役員職務)

- 第7条 代表世話人は、研究会を代表し、会務を統括し、会議を主宰する。
- 2 副代表世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 理事は、代表世話人及び副代表世話人を補佐し、会務を処理する。
  - 4 世話人は、会議に出席し、会務を決議する。
  - 5 監事は、会計を監査する。

#### (役員任期)

- 第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### (顧問)

- 第9条 研究会に顧問を置く。
- 2 顧問は、岐阜大学医学部の脳神経外科、麻酔科蘇生科、第一外科、第二外科及び小児科の教授並びに岐阜県消防長会長の職にあるものを、総会の承認を得て代表世話人が委嘱する。
  - 3 上記以外で岐阜県の救急医療に貢献している者を、総会の承認を得て代表世話人が委嘱する。
  - 4 顧問は、代表世話人の諮問に応じ意見を述べることができる。

#### (報酬)

- 第10条 役員は、無給とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

#### (事務局)

- 第11条 第3条の事業の推進を図るため、岐阜大学医学部救急・災害医学分野に事務局を置く。

(会議)

第12条 研究会の会議は、総会及び役員会とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 顧問の推薦
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 会則の改正に関する事
- (4) 事業実施計画及び予算の議決
- (5) 事業結果報告及び決算の承認
- (6) その他代表世話人が研究会の運営に関して必要と認めた事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第15条 総会は、毎年1回開催する。

2 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表世話人が必要と認めた場合
- (2) 役員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して開催の請求があった場合
- (3) 監事から招集の請求があった場合

3 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

第16条 会議は、代表世話人が招集する。

2 代表世話人は、会議を招集するときは、開催の日の14日前までに、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

3 代表世話人は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、代表世話人がこれに当たる。

(議決)

第18条 会議の議事は、出席した会員又は役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし当該議事について、あらかじめ文書によって委任の意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

(議事録)

第19条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員又は代議員の役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員又は役員の数及び氏名
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(専門部会)

第20条 代表世話人の諮問に応じ重要な課題について検討、計画及び実施するため、役員会に次の専門部会を置く。

- (1) メディカルコントロール部会
- (2) ACLS部会
- (3) JPTEC部会
- (4) 脳卒中部会

(専門部会の所掌事務)

第21条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) メディカルコントロール部会  
事後検証、プロトコール、病院実習、傷病者受け入れに係る連絡体制及び病院前救護体制等に関すること。
- (2) ACLS部会  
気管挿管、薬剤投与の高度な心肺蘇生法及び重症不整脈、心疾患、脳疾患等の初期治療方法等のACLS教育に関すること。
- (3) JPTEC部会  
病院収容前から病院内までの一貫した外傷観察・標準処置方法等のJPTEC教育に関すること。
- (4) 脳卒中部会  
病院前、病院内において一貫した処置や治療が重要なため、発症からの適切な治療方法のISLS/PSLS等の教育に関すること。

(専門部会の構成)

第22条 専門部会は、部会委員をもって組織する。

2 前条に掲げる部会委員は、次による者とし代表世話人が委嘱する。

(1) 第6条第1項第3号及び第4号アに規定する医療関係世話人のうちから選出された者

ア メディカルコントロール部会 5人

イ ACLS部会 2人

ウ JPTEC部会 2人

エ 脳卒中部会 2人

(2) 岐阜県消防長会長から推薦された消防職員

ア メディカルコントロール部会 11人

イ ACLS部会 13人

ウ JPTEC部会 14人

エ 脳卒中部会 13人

(3) 前項第1号及び第2号に掲げる者以外の者で、特に代表世話人が必要と認めた医師、看護師

ア メディカルコントロール部会 若干名

イ ACLS部会 若干名

ウ JPTEC部会 若干名

エ 脳卒中部会 若干名

#### (部会委員の任期)

第23条 部会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (部会長及び副部会長)

第24条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、医療関係世話人の互選により選任する。

3 副部会長は、第22条第2項第2号の規定により推薦された部会委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を統括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (部会の招集)

第25条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

#### (部会における意見の聴取)

第26条 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(会計)

第27条 研究会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 寄付金

(2) 前号以外の収入

2 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

3 代表世話人は、会計年度終了後、収支決算書を作成し、監事の承認を得た後、総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成22年7月10日から実施する。